

**Q9. 加入員又は年金受給権者が亡くなったとき、
基金の年金はどうなりますか？**

A

速やかに基金に届出をしなければなりません。

加入員の方が亡くなられたときは、事業主が速やかに基金に届出をしなければなりません。

受給者が亡くなられたときも同じく手続きが必要になりますので、ご家族の方から速やかに基金に連絡をお願いします。

受給者への年金は亡くなられた月まで支給されますが、ご連絡が遅れますと年金に過払いが生じ、後日返納していただくことになりますのでご注意ください。

基金の年金はご本人に対しておこなわれる給付で、基金からの遺族年金の給付はありません。ただし、基金の基本年金のうち厚生年金の代行相当の部分は、お亡くなり翌月から支給される国の遺族年金の計算に含まれ、条件を満たせば国から遺族厚生年金が支給されます。

また、加算年金を受けはじめて10年未満または20年未満の受給者や「基金の加入期間3年以上で在職中に亡くなられたときは、同居のご家族に対して基金から「遺族一時金」が支給されます。

亡くなられたときには、まず基金にご一報ください。手続きについてご案内をさせていただきます。